

生徒指導便り

令和3年度 7月号

長崎県立長崎南高等学校生徒指導部

7月の重点指導項目

携帯端末の利用マナー向上

～ 子どもたちの健康・安全を守るために ～

ここ数年、携帯端末に関わるトラブルが校内外を問わず増加傾向にあります。不適切な画像や他人の画像を無断で撮影・掲載したり、誹謗・中傷をしたりするなどの事案が頻発しています。いじめに発展するケースも少なくありません。お子さまを犯罪の被害者・加害者にしないためにも、保護者の責任として、お子さまの携帯端末の利用に関しまして管理・監督をお願いします。

(参考) 携帯端末の不適切な使用により抵触する可能性のある法律・条例

- 他人の画像の無断掲載…名誉毀損罪（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- 他人の画像の無断撮影…長崎県迷惑行為等防止条例（盗撮行為）（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- 誹謗・中傷…侮辱罪（30日未満の拘留又は1万円以下の科料）
- 18歳未満のわいせつ画像の所持・掲載…児童ポルノ禁止法（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

○7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」ならびに「ココロねっこ運動強調月間」です

近年、児童ポルノ事件の被害児童数や SNS 等の利用に起因する児童買春等の被害に遭う児童の数が増加の一途をたどっており、加えていわゆる「JK ビジネス」等、児童の性に着目した新たな形態の営業が出現するなど、子供の性被害は深刻な状況にあります。

また、人の目の届きにくい SNS を利用し、自殺願望を投稿するなどした青少年の心の叫びに付け込んで言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な手口による事件が発生するなど、少年の非行及び被害の両面において予断を許さない状況になっています。

内閣府では、昭和54年以来、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、青少年の非行・被害防止対策の推進を呼びかけています。長崎県では、平成13年から家庭・学校・地域社会・行政が一体となり青少年の健全育成と環境浄化を目的とした「ココロねっこ運動」を全県的に展開しています。

長崎県では、同期間を、「ココロねっこ運動強調月間」と位置づけ、強調月間の重点課題等に基づき、県民一人一人への更なる普及と実践を目指しています。

<強調月間の重点課題>

- (1) SNS 利用に係る子供の性被害等の防止
- (2) 有害環境への適切な対応
- (3) 薬物乱用対策の推進
- (4) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- (5) 再非行(犯罪)の防止
- (6) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

○「スマホとの距離感」を整えましょう

～ある本によると～

- スマホは使う時間が長いほど成績が下がる。
- 2時間も勉強した子どもは、スマホを長時間使うことにより、ほとんど勉強していない子どもよりも悪い成績になる。
- スマホを使うと勉強したことが頭の中から消えてしまう。
- メッセージアプリを使うと、成績は下がる。
- メッセージアプリをよく使っている子どもが使用を止めると成績は上がる。
- 辞書でなくスマホで言葉の意味を調べているときの脳は、テレビを見たりゲームをしたりしているときの状態に似ている。
- 勉強中にメッセージアプリの通知音が鳴ると、情報処理や動作速度が遅くなり、注意力が低下する。

現代はこの**便利で最強の遊び道具と化すスマホ**なしで生活することは考えにくいとは思いますが、お子様の学力や将来のことを考えると、その使用法、使用時間が大切だと思わずにはられません。それぞれのご家庭でルールをすでに決め、フィルタリングをかけているとは思いますが、併せて**保護者が時間制限やアプリの制限をかける**こともできます。まだのご家庭は是非スマホの会社に相談してみてください。意外と簡単に制限の設定をすることができます。

○不審者の出没について

今年度に入り、各方面から不審者に関する情報が多数寄せられています。下校に際しては以下の点について注意喚起を行っています。

- 極力一人で帰らない（多少遠回りになっても明るく人通りの多い道を帰る）
 - 危険を感じたら大声で助けを求め、すぐに警察に通報する
 - すぐに防犯ブザーを使える状態にしておく（カバンに下げておく）
 - 後を付けられていないか等後方や周囲を警戒する（歩きスマホ等は狙われる要因です）
 - 日頃から服装・頭髪等の身なりを整えておく（身なりの乱れは狙われる要因です）
- *保護者の皆様におかれましては、**お子さまから不審者等の情報が寄せられたらすぐに警察に相談するよう**お願いします（早期の連絡が早期解決につながります）。

○6月の容儀検査の状況

6月の容儀検査では2割弱の生徒に不十分な箇所がみられました。該当者は、5月と比べて概ね1割程度減少しましたが、頭髪の長さで基準ぎりぎりですと判断される生徒がまれに見られます。容儀検査は概ね1月に1回しかなく、その間も登校するのですから、検査の時に注意されないレベルまで切っておくことが求められます。女子の横髪等、合格しても検査が終わったらすぐに垂らしたりする生徒が散見されます。「**主体性**」（時と場に**応じて、自ら考え、適切に行動できる力**）について改善の余地を残すこととなりました。身なりについては4月号にも記載したとおり、全職員で取り組み、生徒の意識を向上すべく努めていきたいと考えています。今後ともご協力をお願いします。